

感染症の登園基準

園では、感染症の登園基準は、以下のようになっております。主治医の診断を受けてから登園して下さい。

◎医師による意見書(完治証明書)が必要な感染症

	病名	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園のめやす
1	インフルエンザ	1日～ 4日	症状がある期間	発熱、全身倦怠、せき、くしゃみ、頭痛、咽頭痛	発症後5日経過、かつ解熱後3日を経過するまで
2	百日咳	7日～ 10日	感染後約3週間	発作性咳の長期反復、持続	特有の咳が消失するまで又は、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
3	麻疹 (はしか)	8日～ 12日	発疹出現1・2日前から発疹出現後の4日間	発熱、咳、鼻水、結膜充血、目ヤニ、頬粘膜に小斑点、耳後部から赤い発疹	解熱した後3日を経過するまで
4	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	16日～ 18日	特有の症状を示す7日前から、その後9日続く	発熱、耳下腺・舌下腺・顎下腺の腫脹及び圧痛(耳たぶ等の下がはれる)	腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
5	風疹(三日はしか)	14日～ 23日	発疹出現の前 後7日間	種々の発疹、軽熱、リンパ腺腫大	発疹が消失するまで
6	水痘(水ぼうそう)	14日～ 16日	発疹出現1～2日前からすべての発疹が痂皮化するまで	軽熱、被覆部に発疹、斑点丘疹状→水疱→顆粒状痂皮	全ての発疹がかさぶたになるまで
7	急性出血性結膜炎	1日～ 3日	1～2週間	流涙、結膜充血、眼瞼浮腫、滲出液	医師において感染の恐れがないと認められるまで
8	流行性角結膜炎	2日～ 14日	発病後約2週間	流涙、結膜充血、目ヤニ	医師において感染の恐れがないと認められるまで
9	咽頭結膜熱 (プール熱)	2日～ 14日	咽頭から2週間、糞便から数週間排泄	発熱、全身症状、咽頭炎、頭痛、結膜炎	主要症状が消失してから2日を経過するまで
10	腸管出血性大腸菌感染症 (O157・O26・O111等)	3日～ 4日	便中に菌が排泄されている間	軽熱、激しい腹痛、頻回の水様便、血便	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によっていずれも菌陰性が確認されたもの
11	結核	2年以内	喀痰の塗抹検査が陽性の間	発熱、咳、呼吸困難、チアノーゼ、頭痛、嘔吐、意識障害など	医師により感染の恐れがないと認めるまで
12	髄膜炎菌性髄膜炎	2日～ 4日			医師により感染の恐れがないと認めるまで

◎医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が必要な感染症

	病名	潜伏期間	感染可能期間	主な症状	登園基準
1	ヘルパンギーナ	3日～ 6日	1週間未満	高熱、咽頭痛、咽頭に水疱	発熱がなく、普段の食事が出来る事
2	手足口病	3日～ 6日	水疱が消滅まで	感冒様症状、手足口に赤班→水疱	発熱がなく、普段の食事が出来る事
3	マイコプラズマ肺炎	14日～ 21日	臨床症状発現時がピーク、その後4～6週間続く	咳、発熱、頭痛、呼吸困難（重症の場合）	発熱や激しい咳が治まっている事
4	伝染性紅班（りんご病）	4日～ 14日	風邪症状発現から顔に発疹が出現するまで	顔面赤班、特に頬部の赤班性発疹	全身状態が良い事
5	ウイルス性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	1日～ 3日	症状のある時期が主なウイルス排泄期間	発熱、嘔吐、下痢（クリーム色・白色の便）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事が出来る事
6	溶連菌感染症	2日～ 5日	抗菌薬内服後24時間が経過するまで	発熱、咽頭痛、嘔吐、発疹	抗菌薬内服後24～48時間経過している事。ただし、治療の継続は必要
7	帯状疱疹	不定	すべての発疹が痂皮化するまで	小水疱	すべての発疹が痂皮化するまで
8	RSウイルス感染症	4日～ 6日	通常3～8日間（乳児では3～4週間）	発熱、鼻汁、喘鳴、呼吸困難	重篤な呼吸器症状が消失し、全身状態が良い事
9	突発性発疹	約10日間	発熱中	発熱、解熱とともに発疹、軟便	解熱後1日以上経過し、全身状態が良い事

<医師用>

意見書	
童の城保育園 施設長殿	
入所児童氏名 _____	
病名 「 _____ 」	
年 月 日から症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので 登園可能と判断します。	
_____年 月 日	
医療機関 _____	
医師名 _____ 印	

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、下記の感染症について意見書の提出をお願いします。

感染力のある期間に配慮し、子どもの健康回復状態が集団での保育所生活が可能な状態となつてからの登園であるようご配慮ください。

○ 医師が記入した意見書が望ましい感染症(保育所における感染症対策ガイドライン 厚生労働省より)

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
麻疹 (はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過してから
インフルエンザ	症状が有る期間 (発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで (幼児 (乳幼児) にあつては、3日を経過するまで)
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失してから
水痘 (水ぼうそう)	発しん出現1~2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過するまで、かつ全身状態が良好になるまで
結核		医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	ウイルスが呼吸器から1~2週間、便から数週間~数ヶ月排出される	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎		医師により感染の恐れがないと認めるまで

<保護者用>

登園の際には、下記の登園届の提出をお願いいたします。

(なお、登園のめやすは、子どもの全身状態が良好であることが基準となります。)

登園届 (保護者記入)

童の城保育園 施設長殿

入所児童氏名

病名 「 _____ 」 と診断され、

年 月 日 医療機関名 「 _____ 」 において

病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので登園いたします。

保護者名

印

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、一人一人の子どもが一日快適に生活できることが大切です。

保育所入所児がよくかかる下記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。なお、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう、ご配慮ください。

○ 医師の診断を受け、保護者が記入する登園届が望ましい感染

(保育所における感染症対策ガイドライン 厚生労働省より)

症病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍 <small>かいよう</small> が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと